

平成 21 年度 第 1 回長野県文化財保護審議会（議事録）

日 時：平成 21 年 9 月 14 日（月）
15：00～15：45

場 所：長野県庁
3 階 特別会議室

1 開 会

○酒井文化財係長

ただ今より長野県文化財保護審議会を開催いたします。

最初に、長野県教育委員会山口教育長からご挨拶を申し上げます。

2 山口教育長あいさつ

開会に当たりまして、一言、ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、本県の文化財保護行政に、格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに対し、心より御礼申し上げます。また、審議会開催に当たりましては、日程調整に大変ご迷惑をおかけしているところではございますが、委員の皆様、それぞれ大変ご多忙の中、スケジュール調整にご苦勞いただき、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

県教育委員会といたしましては、委員の皆様のご支援をいただきながら、文化財の指定、さらには文化財の整備活用・修理等の支援を進めているところでございます。

本年度 4 月以降、現在までの文化財指定等の状況について触れさせていただきます。国関係では、4 月に塩尻市の「笑亀酒造店舗主屋」以下 9 件の建造物等が、新しく国の登録有形文化財となりました。次に、県関係では、前回の審議会で答申をいただきまし

た、小谷村の「旧千國家住宅」以下4件につきまして、4月20日付けで県宝等の指定を行ったところでございます。

以上によりまして、県内における国・県の文化財指定の件数は、1,089件となりました。

次に、21年度の文化財の修理、整備に係る補助事業の状況につきましては、国関係文化財につきましては、58件、12億9百万円余の事業費に対し、国・県補助金約7億4千万円の支援を予定して、現在進めております。また、県関係文化財につきましては、19件、1億1千百万円余の事業費に対し、約1千百万円の支援予定でございます。引き続き、大変厳しい財政状況の中ではございますが、来年度に向けましても、適切な文化財保護が進められるよう予算確保に努力してまいりたいと考えております。

さて本日は、県宝への指定につきまして、2件のご審議をお願いいたしております。また、新たな県宝指定に向けまして、3件の諮問を予定しております。午前からの各部会審議に引き続きまして、長時間に及ぶ日程でございますが、どうぞ宜しくご審議いただきますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

3 後藤会長あいさつ

○酒井文化財係長

続きまして、後藤治長野県文化財保護審議会会長からごあいさつをお願いいたします。

○後藤会長あいさつ

開会に先立ちましてごあいさつを申し上げます。昨年度以来、国では歴史まちづくり法、文化庁では歴史文化基本構想という新しい考え方にたった支援事業がスタートしま

した。これまでは保存が中心だった訳ですが、また、県、市町村は、国の主導で保存しているところ強かったのですが、歴史まちづくり法や、歴史文化基本構想では、市町村をはじめとした地方公共団体が主体をもって文化財の保存と活用の両方にわたって自らの計画・構想に基づいてすすめていくという、まさに地方が主役になる時代の考え方が昨年度あたりから全面的に出てきました。実は、本日の文化財保護審議会に先立って行われた専門部会では、県が県内の文化財について、状況把握して保存・活用の方針を全面に打ち立てていくべきではないかという話が幾つかの文化財について指摘されました。

長野県には人材的にも施設の的にも整った県立歴史館等の施設がありますし、県の担当者のOBが学校、博物館等の現場に出られて、文化財の様子を経験された方が外部におられます。人材や施設を活用され県独自の方針を今後検討する時代に入っているように思います。現在、県の条例、市町村の条例は国の文化財保護法のコピーですので、こういった時代を見据えて国の法律にはない県ならではの役割を長野県として模索していただきたい。そのために審議会は積極的に協力したいと思っていますのでよろしくをお願いします。

本日、諮問、答申される物件もそのように保存・活用されていくことが望ましいと考えております。文化財を専門とするみなさんはとても真面目に考えられているわけですが、社会的な注目度が低いので、社会にアピールする文化財行政を考えていく必要があると思っています。我々も積極的に協力して参りたいと思っています。一度くらい、会議室ではなく、答申される物件の前で審議会を行うといった工夫も必要なのではないかと思う次第です。是非今後とも、そういうことも含めて検討願えればと思います。

○酒井文化財係長

後藤会長さん、ありがとうございました。山口教育長は所要のため退席させていただきますのでよろしくお願いします。

(教育長退席)

4 会議成立報告

○酒井文化財係長

それでは、本日の本日の審議会の成立について申し上げます。

審議会委員15名中、14名の委員の出席をいただいております。長野県文化財保護審議条例第42条第2項の規定によりまして委員の過半数のご出席をいただいておりますので、本日の会議の成立についてご報告いたします。

それでは、議事に移りたいと思います。

会議の議長につきましては、長野県文化財保護条例第42条第1項により、会長が議長となる旨規定されておりますので、議事の進行につきましては、後藤会長さんをお願いいたします。

○後藤会長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

議事が円滑に進みますよう、委員各位の皆様の御協力を御願いたします。

初めに、本日の議事録署名人を指名いたします。

倉石委員さん、吉澤委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音について、従来より事前の皆様にお諮りしたうえで認めてきたところです。

本日もこれを許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

ご異議ありませんので、傍聴者による会議の撮影及び録音について、これを許可したいと思います。

それでは、前回までに本審議会に諮問された案件について、審議したいと思います。初めに、「木造聖観音菩薩立像（1 軀）」「木造四天王立像（2 軀）」について、ご審議をお願いします。この案件につきまして、武笠委員さんにご説明をお願いします。

○武笠委員

（1）概観の説明

中条村正法寺の「木造聖観音菩薩立像（1 軀）」です。像高98.0cmで一木造りで彩色の木彫でございます。右手を曲げて左手を垂下する菩薩形立像で、寺では聖観音と呼ばれております。3頁の概観の途中から読ませていただきます。

像高が1mに満たない小振りな像だが、平安前期に遡りうる出来映えの優れた像である。桜かとみられる一材から両手首までを彫出する一木造りで、内割りを施さない古様な構造である。髪束を左右4束に振り分けた大きめな髻、鬢髪が3条現され内1条が耳の中で巻き上がること、腹部を突き出した猫背気味な姿勢、そして裙裾を左右に張り出すことなどが本像の個性的な特徴だが、これらはいずれも、平安前期の9世紀から10世紀の作例に類似例がみられる。その卵形のおっとりした面貌や天冠台のシンプルな意匠形式などを考え併せると、やや年代が下がって平安前期から後期にかけての10世紀前

半頃の制作かと推定される。9世紀の遺風をとどめた作例ということが出来る。県内の作例では、長野市松代町・清水寺^{せいすいじ}観音菩薩立像（国指定）が木彫像としては最古の9世紀後半の作とみられており、同寺千手観音立像（国指定）や、もと長野市松代町・開善寺旧在の東京都青梅市・金剛寺菩薩立像などが平安前期にさかのぼりうる古像とされている。また、やや年代が下がって上田市・大法寺十一面観音立像、^{ふげんぼきつりゅうぞう}普賢菩薩立像（国指定、10世紀）、飯田市・立石寺十一面観音立像（県宝）なども本像に近い。これらの内本像は、清水寺諸像に次ぐ古像とみなされる。旧開善寺像や大法寺像、立石寺像は地方風が濃厚だが、本像には様式の簡略化・形式化が少なく出来映えの良さが際立つ。個性的な像の多い平安前期の地方造像の一例として、注目すべき作例である。

本像は現在、足下が脆弱でかろうじて自立できる状態であり、なおかつ、現在虫はいないものの像底部の虫蝕甚大である。現状を改善する必要があると思われる。

（2）指定理由及び根拠

指定基準は長野県宝指定基準の（1）絵画及び彫刻 の ア、指定理由は、正法寺の本尊木造聖観音立像である。像高98.0cm。桜とみられる材による一木造りで彩色仕上げである。彩色は後補で、両手首先、両足先を失なう。右手を曲げて左手を下げる立像で、当初より聖観音ないしは観音菩薩であったかどうかは明らかでないが、ある時期から聖観音とされ、信濃三十三観音の一として信仰されている。その形式や作風、構造から、平安時代10世紀前半頃の作と推定される。いくつかの特徴的な形状を持つ個性的な像だが、地方作とは思われない優れた出来映えを示す。県内の木彫像としては、長野市松代町・清水寺の諸像に次ぐ古作とみられ、出来映えの良さとも併せて、県宝指定にふさわしいものと思われる。

○後藤会長

次の四天王立像も同じお寺のものでありますので、併せてご説明いただきたいと思えます。

○武笠委員

(1) 概観

続きまして、正法寺、木造四天王立像 1 軀でございます。今ご説明しました本尊聖観音に随侍する甲を着けた天王立像 2 軀でございます。調査票は 6 頁からで、9 頁に図版があります。上が [その 1]、下が [その 2] です。7 頁の「7 概観」を説明します。

甲を着けた天王立像で四天王の 2 軀か二天王として作られたものと思われます。

いずれも 1 m ほどの小振りな像だが、量感豊かで力強い、堂々たる天王像である。[その 1] の側面観にみる体奥の深さや短軀で塊量的な表現は、平安前期 9 世紀の四天王像を思わせ、見応え十分である。[その 1] が口をへの字に結び、[その 2] が上の歯と牙で下唇を噛むその顔も、癖の強い怪異な表情を作り出して、像の迫力を高めている。その下端が如意頭状に折れ曲がる長目の前盾も、9～10 世紀の作例に多くみられ時代相を示す。9 世紀末頃の制作とみられる京都・清凉寺四天王像などが様式的に近く、それから 10 世紀半ばの六波羅蜜寺四天王像の間くらいに位置付けられそうである。

また、一木造りで内割りを施さない構造や、[その 1] の天冠台の形式や髪の刻み方などは、本尊聖観音像とよく似ており、本尊と同時期にセットで作られた可能性が高い。聖観音像と同時期の、平安前期から後期にかかる 10 世紀前半頃の作と推定される。9 世紀風を濃厚にとどめた作例とみなされる。

県内の天王像の作例としては、長野市松代町・清水寺の毘沙門天立像（市指定）と飯田市・立石寺伝広目天立像（未指定）が 10 世紀前半にさかのぼる古作とされるが、国

指定、県宝を含めて他に類例は知られない。県内では、これらと並んで10世紀にさかのぼる最古の天王像ということになるが、清水寺像、立石寺像よりも本像の方がはるかに出来映えが良く、なおかつそれらに先行する可能性が高く貴重である。

なお現在、両像ともに腕や衣の別材矧付け部の一部を失ない、また矧目も緩んでおり、[その2]は特に両足の下方を欠失しており自立不能な状況にある。なんらかの改善が必要である。

(2) 指定理由及び根拠

指定基準は、先ほどと同様に長野県宝指定基準の(1)絵画及び彫刻のアであり、指定理由は、正法寺の本尊木造聖観音立像の脇に立つ四天王像2軀である。一具の二天ないしは四天王の2軀とみられる。一木造りで内刳りを施さない構造や一部の形式、全体の作風が、本尊聖観音像と近く、同時期にセットで作られた像とみられる。小振りな像だが、癖の強い相貌が力強く、重量感に満ちた堂々たる四天王像である。平安前期9世紀の迫力ある四天王像の余風を継いだ、10世紀前半頃の作と推定される。県内最古の四天王像といって良く、出来映えの良さも併せて大変貴重な作例である。県宝指定にふさわしいものと思われる。

○後藤会長

ただ今の説明につきまして質疑等がございましたら順次発言をお願いします。

木材の材質は何ですか。

○武笠委員

難しいですが、桜ではないかと思います。樹枝鑑定をしないとはっきりしません。

○後藤会長

長野県立歴史館では樹種鑑定は容易にできるでしょうか。

○福島歴史館課長

残念ながら専門家はおりません。どこか相応しいところが現段階ではあると思います。

○後藤会長

年輪年代だとサンプルが桜となるから難しい。C14を使うと50年の幅が出ますが、それくらいの幅で抑えられる。将来的に博物館展示、出品していただければよいのではと思います。5mmのサンプルが試験に必要なようなので、現状では試験は難しいようですね。建築だとそれくらいのサンプルをとるのは大丈夫なんです。

○武笠委員

みんなが持っている年代観とずれがある感じがします。

○井原委員

較正曲線は複数出る。較正曲線で何年に該当するか、人為的に当てないといけない。

○後藤会長

おそらく彫刻の場合、工房で部材を保管しているということでずれが出るでしょう。

○武笠委員

池口寺のご本尊のお薬師さんは、年代鑑定しているが、元々は室町といわれていますが、かなり上がると思う。その可能性は出てきたと感じます。

○後藤会長

後世の修理が入ったのを古いと証明するのはとてもよいことだと思います。

他に質問等ありますでしょうか。2件を併せて審議させていただきましたが、それでは、両件を長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定します。

以上で、本日答申を行う案件の審議を終了いたします。

事務局から各委員に答申案を配布してください。

(事務局から答申案が配布される。)

○後藤会長

それでは、答申案を事務局で朗読してください。

○酒井文化財係長

(答申案を朗読)

○後藤会長

答申案について、何かご意見ございますか。

(異議なし)

○後藤会長

それでは、答申案を交付いたします。

(後藤会長から長澤文化財・生涯学習課長へ答申書が手交される。)

(事務局から各委員に諮問書〔写し〕が配布される。)

○後藤会長

それでは、新たな案件の諮問を受けたいと思います。

事務局から諮問書の説明をお願いします。

○酒井文化財係長

それでは、諮問書についてご説明いたします。

只今、委員各位にお配りした諮問書に記載の文化財につきましては、9月10日に開催されました長野県教育委員会定例会におきまして、長野県文化財保護審議会に諮問することが決定されたものでございます。

内容は、長野県宝への指定予定3件でございます。

お手許の文化財保護審議会次第資料の中に概要を記載しておりますので、その12ページをお開きください。

まず、長野県宝指定に予定の「光輪寺薬師堂 1棟」でございます。

所在地は、東筑摩郡朝日村大字西洗馬796番地。所有者は同所でございます光輪寺で、構造形式及び諮問理由は12頁に記載のとおりでございます。

なお、14ページには写真、棟札、15ページに位置図を掲載しております。

次に、16ページをご覧ください。

同じく、長野県宝指定に予定の「木造法燈国師坐像 1軀」でございます。

所在地は佐久市安原1687番地。所有者は同所でございます安養寺で、諮問理由は記載のとおりでございます。

17ページには写真、18ページに安養寺の位置図を掲載しております。

次に、19ページをご覧ください。

同じく、長野県宝指定に予定の「紙本墨画淡彩隻履達磨図 1幅」でございます。

所在地は長野県下伊那郡下條村陽阜4616番地。所有者は同所でございます龍嶽寺で、年代、諮問理由は記載のとおりでございます。

21ページには達磨図の写真、22ページに龍嶽寺の位置図を掲載しております。

以上、3件について諮問が行われました。

ご審議宜しくお願いいたします。

○後藤会長

それでは、只今諮問されました3件につきましては、今後委員による調査を実施していただきまして、次回以降の審議会によって審議していただく案件でございます。質疑等がございましたら順次ご発言をお願いいたします。

○浅倉委員

光輪寺薬師堂とお寺の番地が違うのですが。

○酒井文化財係長

薬師堂とお寺の住所が違います。

○後藤会長

ただ今諮問されました諮問されました2件につきましては、今後、委員さんによる調査を実施しまして、次回以降に審議していただく案件でございます。提案理由について質疑等がございましたら、順次発言をお願いいたします。質問ありませんでしょうか。それ

では諮問されまして2件につきましては、担当委員の調査が済み次第、次回以降の審議会で審議を行うことに決定します。次に、その他といたしまして何かございますでしょうか。

○酒井文化財係長

事務局から21年度の委員会の審議と概ねの日程についてご提案申し上げます。例年どおり、2回目の審議につきましては概ね、皆様の日程等お揃いではないと思いますが、1月から3月の間の大きな幅ですが大変ご繁忙の時とは思いますが、調査審議の状況を踏まえまして、別途、日程調整をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○後藤会長

他にございますか。

それでは何もございませんようですから以上で本日の議事はすべて終了いたしました。委員の皆様への御協力に対しまして、感謝申し上げます。

6 閉 会

○酒井文化財係長

長時間のご審議ありがとうございました。

ここで、長澤文化財・生涯学習課長から御礼のご挨拶を申し上げます。

○長澤文化財・生涯学習課長

本日のご審議につきまして、一言御礼を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、本日、長野県宝等の指定につきまして、長時間にわた

り慎重かつ熱心なご審議をいただき、大変ありがとうございました。

本日答申をいただきました、「木造聖観音菩薩立像 1 軀」、「木造四天王立像 2 軀」につきましては、10月に開催を予定しております教育委員会定例会におきまして指定決定されるよう、上程に向けた所定の手続きを進めさせていただきます。

なお、指定後は、県文化財として適切に保存されるよう努めてまいり所存でございます。

また、本日、審議会に諮問をいたしました案件を担当いただきます委員さんにおかれましては、調査等につきましてよろしくお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

○酒井文化財係長

以上を持ちまして、平成21年度第1回長野県文化財保護審議会を閉会いたします。

平成21年9月14日

議事録署名委員 倉石 あつ子

議事録署名委員 吉澤 政己